

大分県報

令和二年四月一日
号外（四三）

（水曜日）

目次

規則

大分県職員住宅管理規則の一部改正……………

〇規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十四号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（臨時職員を除く。以下同じ。）」を削る。

別表第一の宇佐県職員アパート（は号）の項を削り、畑中県職員アパートの項中

大分市大字畑中字居荒五九三番地四及び字素川七〇一番地五

を 大分市畑中二丁目三番四

に改め、同

表の畑中独身者住宅の項中

大分市大字畑中字居荒五九三番地四及び字素川七〇一番地五

を 大分市畑中二丁目三番一号

に改め、同

表の豊饒県職員住宅（A棟）の項中

大分市大字豊饒字中島二七五番地

を 大分市豊饒二丁目四番五四

に改め、同

表の豊饒県職員住宅（B棟）の項中

大分市大字豊饒字中島二七五番地

を 大分市豊饒二丁目四番五五

に改める。

別表第二の城南教職員住宅（KR3号）の項及び国東地区高等学校教職員住宅（KR3号）の項を削る。

別表第三中

中津県職員アパート （に号）	宇佐県職員アパート （は号）
-------------------	-------------------

を

中津県職員アパート
（に号）

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年四月一日

大分県報号外（規則）